

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【届出者の氏名又は名称】	健康コーポレーション株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5337)1337
【事務連絡者氏名】	取締役 香西哲雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	健康コーポレーション株式会社 (東京都新宿区北新宿二丁目21番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、健康コーポレーション株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ゲオディノスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株券に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を示すものとします。
- (注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社ゲオディノス

### 2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成22年6月23日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び平成22年7月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を営んでおります。当社株式は、証券会員制法人 札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）アンビシャス市場に上場されております。

この度、当社は、平成25年12月4日開催の取締役会において、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、東京証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の発行済株式（但し、対象者が平成25年11月13日に提出した第60期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された対象者が平成25年9月30日現在所有する自己株式（59,494株）を除きます。）及び本新株予約権を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の親会社かつ筆頭株主である株式会社ゲオホールディングス（本書提出日現在の所有株式数3,100,000株、本四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（4,303,500株）から対象者が所有する自己株式数（59,494株）を控除した株式数（4,244,006株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）73.04%（小数点以下第三位四捨五入。）、以下「ゲオホールディングス」といいます。）との間で、その所有する対象者の普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年12月4日付で締結しております。本応募契約の概要については、後記「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、本応募契約を締結したゲオホールディングスが所有する対象者普通株式と同数の3,100,000株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、当社は、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（3,100,000株）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けの結果、万一、対象者の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

一方、平成25年12月4日に対象者が公表した「健康コーポレーション株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討するにあたり、主に（a）ゲオホールディングスにとって、対象者はグループ戦略の構想から外れていること、（b）公開買付者が対象者の筆頭株主となることは中長期的には対象者の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、（c）対象者普通株式に対する公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであること、一方で、（d）本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されておらず、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表後の市場株価が公開買付価格に鞆寄せするとは限らないものの、仮に対象者の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における対象者普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における対象者普通株式の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株（対象者の発行済株式総数（4,303,500株）から対象者の所有する自己株式数（59,494株）、対象者の役員が所有する株式数（12,229株）、ゲオホールディングスが所有する株式数（3,100,000株）を控除した数）と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、後記「（4）上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、対象者普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより対象者普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で対象者普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、（e）本公開買付価格が、対象者からの依頼で、第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）が対象者普通株式の1株当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案したとのことです。

その結果、対象者は、平成25年12月4日開催の取締役会において、（ ）本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、（ ）対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また（ ）本新株予約権はストック・オプションとして対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すること（以下（ ）から（ ）までの意見の表明を併せて「本意見表明」といいます。）を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち清水松生氏は、本応募契約を締結しているゲオホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が（ ）本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、（ ）対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また（ ）本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社グループは、当社及び連結子会社14社より構成され（以下、当社及び連結子会社14社を総称して「当社グループ」といいます。）、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。当社グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」 「かがやき(KAGAYAKI)」 「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により当社グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。

当社グループを取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益柱を期待する食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。

このように、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、昭和29年5月に映画興行を主たる事業目的とする須貝興行株式会社として設立されて以来、「人々に<楽しむ>を提供し、明日の幸せをお届けします」という企業理念のもと、60年に亘り北海道を中心にレジャー産業に携わってきたとのことです。平成8年4月には商号を須貝興行株式会社から株式会社スガイ・エンタテインメントに変更し、同年9月には日本証券業協会へ店頭銘柄として登録を果たしました。平成12年5月には、レンタル・リサイクル事業に進出するべく、株式会社ゲオ（現ゲオホールディングス。本において同様の箇所は全て同じです。）とFC契約を含む業務資本提携を締結した結果、株式会社ゲオは対象者普通株式を645,000株（株式所有割合15.20%）保有することとなり、対象者の施設内にゲオショップを開設するなど緩やかな業務資本提携関係を継続してきたとのことです。その後、平成16年12月には日本証券業協会への店頭銘柄を解消し、当時のジャスダック証券取引所（現東京証券取引所）JASDAQ（スタンダード）に株式上場し、平成17年9月には、株式会社ゲオとの間で、両社が所有するノウハウ、インフラの共有、相互利用をはじめとして、共同での企画開発などにより、高い相乗効果を生み出し、多様化、個性化するレジャーニーズへの対応に期待できるものと判断し、更なる業務資本提携を行う合意に至り、株式会社ゲオは公開買付けを通じて1株当たり555円にて対象者普通株式を2,455,000株（株式所有割合57.85%）、追加取得した結果、株式会社ゲオは対象者普通株式を3,100,000株（株式所有割合73.04%）保有することとなり、対象者は株式会社ゲオの連結子会社となりました。以来、対象者は、事業面だけでなく企業運営面においてもゲオホールディングスとの連携を深めてきたとのことです。平成21年7月1日に商号を株式会社スガイ・エンタテインメントから株式会社ゲオディノスに変更したことを皮切りに、業務効率の改善等の観点から、売上管理システム、稟議・支払決裁システム、その他、様々な企業運営面での機能を、ゲオホールディングスの連結子会社としてゲオホールディングスグループのシステム利用を推進してきたとのことです。また、平成21年10月1日にゲオホールディングスの連結子会社である株式会社ゲオフロンティアからアミューズメント事業及びカフェ事業を、ゲオホールディングスの連結子会社である株式会社ゲオフィットネスからフィットネス事業を、それぞれ譲り受けて以降は、北海道内での事業展開のみならず、本州・四国・沖縄地域においても事業を展開してきたとのことです。現在では全国へフィールドを拡大しております。現在、対象者は、GAME運営部、フィットネス運営部、ボウリング運営部、カフェ運営部、ディノス施設運営部から構成された事業セグメントの下、レジャー産業の基本である<楽しむ>という言葉を理念として掲げ、これを実現するためにスタッフ一丸となって取り組み、また、社会への貢献やスタッフの幸福を考え、企業としての発展と社会的責任を果たされております。

なお対象者の各事業の概要は以下のとおりです。

G A M E 事業	地域特性や立地条件、顧客に応じた多彩な形態のゲーム施設を、北海道を中心に日本全国で18店舗を展開（ゲオショップ内のゲームコーナーであるリトルパーク事業を除く）。ボウリングやシネマ等と併設したゲーム場「ディノスパーク」、ゲーム場単体で運営する「ゲオパーク」がある。
フィットネス事業	ゲオホールディングスグループのフィットネス事業、施設事業を集約する為、対象者が譲り受け、拡大させた事業の一つ。全国にフィットネスクラブ14店舗、ホットヨガスタジオ2店舗を有する。
ボウリング事業	対象者が、1964年から自主運営している事業で、シネマに次いで長い間継続しているビジネス。北海道内での事業で、ボウリング場9店舗の他、ゴルフバー、ビリヤード、ダーツ等の店舗を保有する。
カフェ事業	ゲオホールディングスグループのフィットネス事業、施設事業を集約する為、対象者が譲り受けた事業の一つ。雑誌、漫画、オンラインゲームのできるインターネットPC等が設置された店舗を、北海道を中心に8店舗有する。
複合大型施設事業（ディノス施設運営部）	北海道内での事業。映画の上映を行うシネマ事業と、自社保有する不動産の賃貸等によって収益をあげる事業がある。映画館は4施設ある。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境として、G A M E 事業においては、従来の小規模なゲームセンター主体から、近年は店舗の大型化が進んでおり、ショッピングセンター内等の大きなフロアを取れる複合施設型が主流となっております。これまでは比較的安定的に拡大してきたゲームセンター市場ですが、ここ数年の景気後退に伴う消費の冷え込み及び携帯ゲーム機や携帯電話におけるゲーム市場の拡大等により、アミューズメントレジャー事業の今後の見通しについて楽観視できない状況となっております。こうした中、ゲオホールディングスとしては、ゲオホールディングスグループ内における対象者のあり方を再考するとともに、抜本的な改革も含めた様々な選択肢を検討していたとのことです。

かかる環境の下、当社グループと対象者が一体となることにより、以下のような効果が見込まれると判断しております。

まずフィットネス事業については次のような効果を期待しております。当社が全国展開しているトータルボディメイクジム「R I Z A P (ライザップ)」事業との関係強化による、更なる業績向上です。具体的には、対象者の全国展開するフィットネス施設内に、R I Z A P のノウハウを活かしたジム等を設置することで、同業他社との差別化を図り、集客の貢献に繋げることを考えております。「R I Z A P (ライザップ)」事業にとりましても、従前の自前だけの店舗展開だけでなく、新しい営業スタイルが可能になり、また人材・ノウハウ等の交流により、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成等、共同で取り組むことも可能となると考えており、双方にとって、新しく、かつより強固な事業展開ができるものと確信しております。

次にG A M E 事業、ボウリング事業、カフェ事業、複合大型施設事業（ディノス施設運営部）ですが、当社としてはこれらの事業をまとめて、「楽しみ、気分転換、くつろぎ等を求めて来店されるお客様に対して、様々なスタイルのサービスを提供する『エンターテイメント事業』」と捉えております。対象者においても、これまでお客様のニーズに合わせて様々な施設を作り、サービスを提供してこられているとの認識の下、加速度的に多様化するお客様のニーズに今後どのようなサービスを提供するのがよいか、当社の通販事業で培ったノウハウや手法を活かすことができると考えております。また対象者の事業は施設型ビジネスであり、施設の稼働率を高めることが重要であると考えていることから、稼働率向上の為、当社が通販事業で培った広告宣伝ノウハウ、マーケティングリサーチ力、クリエイティブ制作力等をもとに、集客の改善に取り組んでまいります。またリピート率を高める為、同じく通販事業で培ったCRM（Customer Relationship Management。顧客満足度を向上させる為に、顧客との長期的関係を築く手法）のノウハウも活用してまいります。これらのノウハウは、「R I Z A P (ライザップ)」事業を展開するなかで、リアル店舗でも十分通用すると考えており、対象者ビジネスでも活用できると確信しております。

そのため、当社による対象者のグループ化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成25年8月下旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年9月上旬頃から対象者の親会社であり、筆頭株主であるゲオホールディングスとの間で協議を開始しました。その後、平成25年9月12日に、ゲオホールディングスに対し、ゲオホールディングスが保有する対象者普通株式(3,100,000株、所有割合:73.04%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、平成25年9月27日に、ゲオホールディングスから検討する旨の回答を受け、ゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得に関する協議をさらに進めていくこととなりました。そこで、当社は、平成25年10月7日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、ゲオホールディングスと協議・交渉を続けるとともに、平成25年10月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、子会社化のメリット、公開買付価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施する等行い、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年12月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、ゲオホールディングスとの間で本応募契約を締結いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに対して中立の立場をとるに至った意思決定の過程及び意見の理由は以下のとおりとのことです。

(対象者が本公開買付けに対して中立の立場をとるに至った意思決定の過程)

対象者は、平成25年9月6日にゲオホールディングスより、ゲオホールディングスと公開買付者との間で、ゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の譲渡に関する協議を行う予定である旨の連絡を受けたとのことです。また、対象者は、平成25年10月7日に公開買付者より、本公開買付けに係る意向書を受領しました。対象者は、本公開買付けに関する一連の連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続きにより検討を行ったとのことです。

まず、対象者は、本公開買付けに関する連絡を受けて、公開買付者、ゲオホールディングス及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである弁護士法人神戸法律事務所(以下「神戸法律事務所」といいます。)、及びフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGからの助言を踏まえつつ、対象者の企業価値の向上の観点から、対象者としての最善の選択について慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者は、利害関係を有しない対象者の取締役が慎重な審議を行うことができるよう、平成25年12月4日開催の取締役会に先立ち、公開買付者との間で複数回に亘り継続的な協議を重ね、また、利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役自ら、公開買付者の代表取締役である瀬戸健氏(以下「瀬戸氏」といいます。)に対して本公開買付けに関する聴取を目的に面談を実施しました。対象者は、公開買付者との複数回に亘る継続的な協議において( )本公開買付価格の算定根拠の確認、( )対象者の少数株主へ配慮した本公開買付価格及び公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等の検討要請、( )本公開買付け後において、公開買付者が想定している対象者の企業価値向上に向けた具体的な施策の確認等に関するやり取りを行い、公開買付者及び瀬戸氏の実績、本公開買付けが成功した場合の公開買付者の経営方針等を聴取するとともに、かかる経営方針が対象者の事業戦略に合致するか、対象者の企業価値向上に資するか否か等について確認を行ったとのことです。

他方、対象者は、ゲオホールディングスとの間でも並行して複数回に亘る継続的な協議を重ねたとのことです。対象者は、ゲオホールディングスとの一連の協議を通じて、( )ゲオホールディングスが対象者を傘下に収めた際に想定していた事業上のシナジーの実現が困難であると判断されたこと、( )以前から対象者の抜本的な改革も含めた様々な選択肢を検討されていたこと、( )ゲオホールディングスにとって、対象者はグループ戦略の構想から外れていること、( )公開買付者からの意向表明書を受けて本応募契約を締結する予定であることを確認したとのことです。対象者は、以上を踏まえて、本公開買付けによりゲオホールディングスが対象者普通株式を売却する方針であることを前提に、公開買付者から提案された本公開買付けについて慎重に検討を行い、対象者として、後記「(対象者の意見の理由)」記載の内容を含む事由を総合的に勘案した結果、平成25年12月4日開催の取締役会において、前記「(1)本公開買付けの概要」記載の意見を表明することを決議したとのことです。

(対象者の意見の理由)

対象者は、ゲオホールディングスが対象者普通株式を売却することが避けられないとの前提のもと、公開買付者が本公開買付けによって対象者の筆頭株主となることが、対象者の企業価値向上に資するかについて検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、( )対象者及び公開買付者にとって共通の事業分野であるフィットネス事業に関しては、サービスメニューなど両社共同での商品開発の可能性が見込めること、及び( )フィットネス事業と並ぶ対象者の主力事業であるGAME事業及びボウリング事業に関しては、公開買付者の有する広告宣伝ノウハウの活用により対象者のアミューズメント施設やボウリング場に集客増加が見込めること等、公開買付者の有する販売ノウハウと対象者の有する商品の企画・開発ノウハウとの融合を図ることによる事業上のシナジーの実現、ひいては中長期的な対象者の企業価値の向上が一定程度期待されるとの判断に至ったとのことです。

もっとも、後記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価分析報告書の取得」記載のとおり、本公開買付価格である178円は、対象者が依頼した第三者算定機関であるKPMGによる株式価値評価分析報告書(以下「株式価値分析報告書」といいます。)における株式市価法の価格レンジ352円~372円、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の価格のレンジ231円~281円、株価倍率法(参考)の価格のレンジ361円~380円のいずれも下回る価格となっているとのことです。

また、仮に、対象者の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(対象者の発行済株式総数(4,303,500株)から対象者の所有する自己株式数(59,494株)、対象者の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)(発行済株式数であり上場株式数である4,303,500株に対して26.30%)と同数であり、かつ、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表以後の市場株価が当該公開買付価格に鞅寄せするとは限らないものの、平成26年3月31日時点の対象者普通株式の普通取引の終値が対象者普通株式の本公開買付価格である178円となった場合には、対象者普通株式の想定流通株式時価総額は201,456,306円となり、東京証券取引所が定めるJASDAQの上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触し、猶予期間1年の間に流通株式時価総額が2.5億円以上とならない場合には、対象者普通株式はJASDAQにおいて上場廃止となるとのことです。そこで、対象者は、対象者の少数株主への配慮の観点から、公開買付者との間で本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について継続的に協議を行ったところ、公開買付者より、本公開買付価格は178円とするものの、仮に本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定との回答を得ました。

そこで、対象者は、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討するにあたり、主に(a)ゲオホールディングスにとって、対象者はグループ戦略の構想から外れていること、(b)公開買付者が対象者の筆頭株主となることは中長期的には対象者の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、(c)本公開買付価格がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであること、一方で、(d)本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されておらず、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表以後の市場株価が公開買付価格に鞅寄せするとは限らないものの、仮に対象者の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における対象者普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における対象者普通株式の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(対象者の発行済株式総数(4,303,500株)から対象者の所有する自己株式数(59,494株)、対象者の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、対象者普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより対象者普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で対象者普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、(e)本公開買付価格が、対象者からの依頼で、第三者算定機関であるKPMGが対象者普通株式の1株当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案したとのことです。

その結果、対象者は平成25年12月4日開催の取締役会において、( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権はストック・オプションとして対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち清水松生氏は、本応募契約を締結しているゲオホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。



本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを一層深めるとともに、対象者がこれまで推進されてきた事業運営方針をベースとして、当社リソースを活用し、更なる成長戦略の実現を目指す方針です。なお、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、本公開買付けの決済後速やかに対象者の役員を選任するための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催させて、当社グループから対象者へ複数の取締役及び監査役を派遣する予定であり、取締役については対象者取締役会の過半数の派遣を予定しております。また、対象者の取締役のうち、ゲオホールディングスの取締役を兼務している清水松生氏、ゲオホールディングス出身者である光安浩二氏及び高野泰樹氏については、本臨時株主総会の終結時をもって退任していただく予定です。

また、後記「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」記載のとおり、(a)本応募契約締結日現在において対象者がゲオホールディングスから提供を受けて利用しているシステムについて、本公開買付け後の一定期間、対象者をして本公開買付け実施前と同一の条件で継続して使用させること、及び(b)本応募契約締結日現在において対象者が使用しているゲオホールディングスのブランドについて、平成27年6月30日までの間、対象者をして使用させることを予定しています。

また、後記「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」記載のとおり、対象者をして、本公開買付けの成立を条件として、平成26年4月1日に、株式会社ゲオに対して、対象者のGAME事業の一部（ゲオショップ内のゲームコーナーであるリトルパーク事業）に関する機器や貯蔵品等の資産を譲渡させること（以下「LP資産譲渡」といいます。）を予定しています。なお、平成25年3月期売上高は、対象者全体で8,370百万円、その内リトルパーク事業については596百万円であり、リトルパーク事業の売上高が対象者全体に占める割合は約7%となります。

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者経営陣から対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の条件の下で、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年12月4日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法	349円～372円
類似会社比較法	1円～453円
DCF法	1円～287円

市場株価平均法では、平成25年12月3日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の普通取引の基準日における終値349円、直近1ヶ月間の終値の平均値372円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値362円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値352円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を349円から372円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から453円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から287円までと分析しております。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているゲオホールディングスとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株あたり178円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格178円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月3日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成25年12月3日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値372円に対して52.15%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値362円に対して50.83%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値352円に対して49.43%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付価格178円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月4日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%のディスカウントを行った価格であります。

#### (b) 新株予約権

本新株予約権については、ストック・オプションとして、対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員であることが要求されているため、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価分析報告書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、公開買付者、ゲオホールディングス及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMGに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者、ゲオホールディングス及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMGは、対象者経営陣から対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、株式市価法、DCF法及び株価倍率法（参考）の各手法を用いて対象者普通株式の1株当たり株式価値の分析を行い、対象者は、平成25年12月3日付でKPMGより株式価値評価分析報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

株式市価法	352円～372円
DCF法	231円～281円
株価倍率法（参考）	361円～380円

株式市価法については、対象者普通株式は株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、KPMGは株式市価法を採用しました。株式市価法では、平成25年12月3日を評価基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近1ヵ月間の終値の単純平均値372円、直近3ヵ月間の終値の単純平均値362円及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値352円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を352円から372円までと分析しているとのことです。

DCF法については、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、KPMGはDCF法を採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を231円から281円までと分析しているとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値分析の基礎とされた事業計画において、平成26年3月期については対象者が平成25年11月7日に公表した「平成26年度3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」及び「特別損失の計上及び第2四半期業績予想と実績値との差異、通期業績予想の修正並びに配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り営業利益について前期実績に対して大幅な増益を見込んでおりますが、それ以降の期間については大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

株価倍率法については、事業内容及び事業規模等の観点から対象者普通株式の株式価値を直接比準できるほど対象者と類似する上場会社は見受けられないものの、株式市価法及びDCF法による評価結果と比較参照する目的で、KPMGは株価倍率法を検討したとのことです。株価倍率法では、対象者の各事業と同様の事業を1つの事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を361円から380円までと分析し、参考情報として提示しているとのことです。

なお、本新株予約権については、本公開買付けの対象にはなるものの、本新株予約権はストック・オプションとして対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されることに鑑み、対象者は、KPMGに本新株予約権に関する価値の算定及び本新株予約権に対する本公開買付価格の妥当性に関する意見書を依頼していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして、公開買付者、ゲオホールディングス及び対象者から独立した第三者である神戸法律事務所を選任し、本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。神戸法律事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。対象者は、神戸法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本意見表明につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

公開買付者及び対象者の支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

本公開買付けに係る対象者の意見表明は、第三者である公開買付者が、対象者の支配株主であるゲオホールディングスからの対象者普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、対象者は、平成25年10月9日に、公開買付者及びゲオホールディングスとの間に利害関係を有しない者として、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役の山口均氏及び藤川芳己氏に対して、本公開買付けに係る対象者の意見表明が少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮がなされているかについて諮問をしたとのことです。

その結果、山口均氏及び藤川芳己氏から、( )本公開買付けの目的の正当性を疑わせるような事情は見当たらず、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となることについて、対象者の成長戦略及び公開買付者と対象者のシナジー効果の観点に基づき、対象者の置かれた事業環境に鑑みた中長期的な企業価値の向上を図る目的から検討されており、その内容及び検討過程には特段不合理な点は認められないこと、( )本公開買付価格は低廉であると判断されるものの、公開買付者としては、本公開買付けに多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、かつ、本公開買付価格及び公開買付期間を含む本公開買付けに関する諸条件等は公開買付者とゲオホールディングスとの交渉の結果決定されたものであり、その諸条件等については、対象者の立場として不合理とはいえないこと、( )本公開買付けにおいては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられていると考えられ、対象者が、本公開買付けに対して中立の立場をとることとし、また対象者普通株式及び本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主及び新株予約権者の判断に委ねる旨の決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できること等の事情を総合的に検討した上で、本意見表明が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成25年12月4日付で入手しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、神戸法律事務所から得た法的助言、KPMGから取得した株式価値評価分析報告書の内容、公開買付者及びゲオホールディングスとの間で利害関係を有しない対象者の独立役員の意見書その他の関連資料、公開買付者及びゲオホールディングスとの間でそれぞれ実施した複数回に亘る継続的な協議の内容を踏まえ、対象者として、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、主に(a)ゲオホールディングスにとって、対象者はグループ戦略の構想から外れていること、(b)公開買付者が対象者の筆頭株主となることは中長期的には対象者の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、(c)本公開買付価格がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであること、一方で、(d)本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されておらず、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表後の市場株価が公開買付価格に鞅寄せするとは限らないものの、仮に対象者の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における対象者普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における対象者普通株式の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(対象者の発行済株式総数(4,303,500株)から対象者の所有する自己株式数(59,494株)、対象者の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、対象者普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより対象者普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で対象者普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、(e)本公開買付価格が、対象者からの依頼で、第三者算定機関であるKPMGが対象者普通株式の1株当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案したとのことです。

その結果、対象者は、平成25年12月4日開催の取締役会において、( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権はストック・オプションとして対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち清水松生氏は、本応募契約を締結しているゲオホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、親会社所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数。）が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。）が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。対象者の普通株式が上場廃止となった場合には、対象者の普通株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。本公開買付けの結果、万一、対象者の普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約

当社は、対象者の親会社かつ筆頭株主であるゲオホールディングスとの間で、本応募契約を平成25年12月4日付で締結しております。本応募契約において、ゲオホールディングスは、(a)本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、(b)本応募契約締結日及び本公開買付開始日において公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、(c)公開買付者について、本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること（注2）、(d)対象者の取締役会により、本公開買付けに反対する旨の意見が表明されていないこと、(e)未公表の重要事実が存在しないこと、(f)天災地変その他ゲオホールディングスの責めに帰さない事由により応募を行うことが社会通念上不可能と認められる事象が生じていないことを前提条件として、ゲオホールディングスが保有する応募対象株式全て（3,100,000株）について本公開買付けに応募することを合意しています。なお、第三者による対象者株式に対する公開買付けの開始公告があった場合（但し、当該公開買付けにおける対象者株式についての買付価額が、本公開買付けの買付価額を超える金額である場合に限り、以下「対抗買付け」といいます。）において、ゲオホールディングスが、本公開買付けの買付価額等の条件の変更の可能性について公開買付者との間で協議した上で、本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合には、ゲオホールディングスは、応募を行わないことができ、既に応募している場合には応募を撤回することができることとされています。

また、本応募契約において、当社及びゲオホールディングスは、(a)本応募契約締結日現在において対象者がゲオホールディングスから提供を受けて利用しているシステムについて、本公開買付け後の一定期間、対象者をして本公開買付け実施前と同一の条件で継続して使用させること、(b)本応募契約締結日現在において対象者が使用しているゲオホールディングスのブランドについて、平成27年6月30日までの間、対象者をして使用させること、及び(c)対象者をして、本公開買付けの成立を条件として、平成26年4月1日に、LP資産譲渡を実施させることを合意しています。

- (注1) 本応募契約において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(b)公開買付者による本応募契約の適法かつ有効な締結及び公開買付者に対する強制執行可能性、(c)公開買付者による本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(d)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e)反社会的勢力との関係の不存在、(f)未公表の重要事実を認識していないことについて表明及び保証を行っています。
- (注2) 本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けの期間における義務として、(a)対抗買付けがあった場合に、ゲオホールディングスからの協議の申し入れに速やかに応じる義務、(b)自らが表明及び保証した事項について真実又は正確でないおそれがあることを認識した場合に速やかにゲオホールディングスに対して通知等する義務、(c)秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、(d)本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、(e)本応募契約の締結及び履行に関連して自らに発生した費用を負担する義務、(f)本応募契約に定めのない事項についての誠実協議の義務を負っております。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本公開買付けは、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、当社は、本公開買付け終了後、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年12月5日（木曜日）から平成26年1月9日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年12月5日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年1月24日（金曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 健康コーポレーション株式会社  
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
03(5337)1337  
取締役 香西哲雄

確認受付時間 平日9時から17時まで

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金178円
新株予約権証券	本新株予約権1個につき金 1 円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>フロンティア・マネジメントは、対象者経営陣から対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の条件の下で、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年12月4日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 349円～372円  類似会社比較法 1円～453円  DCF法 1円～287円</p> <p>市場株価平均法では、平成25年12月3日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値349円、直近1ヶ月間の終値の平均値372円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値362円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値352円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を349円から372円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から453円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成26年3月期以降将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から287円までと分析しております。</p> <p>当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているゲオホールディングスとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株あたり178円とすることを決定いたしました。</p>



	<p>なお、本公開買付価格178円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月3日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成25年12月3日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値372円に対して52.15%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値362円に対して50.83%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値352円に対して49.43%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付価格178円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月4日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%のディスカウントを行った価格であります。</p> <p><b>新株予約権</b>  本新株予約権については、ストック・オプションとして、対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員であることが要求されているため、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社グループを取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益柱を期待する食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。当社は、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。</p> <p>対象者を取り巻く事業環境として、GAME事業においては、従来の小規模なゲームセンター主体から、近年は店舗の大型化が進んでおり、ショッピングセンター内等の大きなフロアを取れる複合施設型が主流となっております。これまでは比較的安定的に拡大してきたゲームセンター市場ですが、ここ数年の景気後退に伴う消費の冷え込み及び携帯ゲーム機や携帯電話におけるゲーム市場の拡大等により、アミューズメントレジャー事業の今後の見通しについて楽観視できない状況となっております。こうした中、ゲオホールディングスとしては、ゲオホールディングスグループ内における対象者のあり方を再考するとともに、抜本的な改革も含めた様々な選択肢を検討していたとのことです。</p> <p>かかる環境の下、当社グループと対象者が一体となることにより、以下のような効果が見込まれると判断しております。</p>

まずフィットネス事業については次のような効果を期待しております。当社が全国展開しているトータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」事業との関係強化による、更なる業績向上です。具体的には、対象者の全国展開するフィットネス施設内に、RIZAPのノウハウを活かしたジム等を設置することで、同業他社との差別化を図り、集客の貢献に繋げることを考えております。「RIZAP(ライザップ)」事業にとりましても、従前の自前だけの店舗展開だけでなく、新しい営業スタイルが可能になり、また人材・ノウハウ等の交流により、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成等、共同で取り組むことも可能と考えており、双方にとって、新しく、かつより強固な事業展開ができるものと確信しております。

次にGAME事業、ボウリング事業、カフェ事業、複合大型施設事業(ディノス施設運営部)ですが、当社としてはこれらの事業をまとめて、「楽しみ、気分転換、くつろぎ等を求めて来店されるお客様に対して、様々なスタイルのサービスを提供する『エンターテイメント事業』」と捉えております。対象者においても、これまでお客様のニーズに合わせて様々な施設を作り、サービスを提供してこられているとの認識の下、加速度的に多様化するお客様のニーズに今後どのようなサービスを提供するのがよいか、当社の通販事業で培ったノウハウや手法を活かすことができると考えております。また対象者の事業は施設型ビジネスであり、施設の稼働率を高めることが重要であると考えていることから、稼働率向上の為、当社が通販事業で培った広告宣伝ノウハウ、マーケティングリサーチ力、クリエイティブ制作力等をもとに、集客の改善に取り組んでまいります。またリピート率を高める為、同じく通販事業で培ったCRM(Customer Relationship Management。顧客満足度を向上させる為に、顧客との長期的関係を築く手法)のノウハウも活用してまいります。これらのノウハウは、「RIZAP(ライザップ)」事業を展開するなかで、リアル店舗でも十分通用すると考えており、対象者ビジネスでも活用できると確信しております。

そのため、当社による対象者のグループ化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成25年8月下旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年9月上旬頃から対象者の親会社であり、筆頭株主であるゲオホールディングスとの間で協議を開始しました。その後、平成25年9月12日に、ゲオホールディングスに対し、ゲオホールディングスが保有する対象者普通株式(3,100,000株、所有割合:73.04%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、平成25年9月27日に、ゲオホールディングスから検討する旨の回答を受け、ゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得に関する協議をさらに進めていくこととなりました。そこで、当社は、平成25年10月7日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、ゲオホールディングスと協議・交渉を続けるとともに、平成25年10月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、子会社化のメリット、公開買付価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施する等行い、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年12月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

## (a)普通株式

## 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者経営陣から対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の条件の下で、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年12月4日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

## 当該意見の概要

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法 349円～372円

類似会社比較法 1円～453円

DCF法 1円～287円

市場株価平均法では、平成25年12月3日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値349円、直近1ヶ月間の終値の平均値372円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値362円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値352円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を349円から372円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から453円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を1円から287円までと分析しております。

	<p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているゲオホールディングスとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株あたり178円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格178円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月3日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成25年12月3日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値372円に対して52.15%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値362円に対して50.83%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値352円に対して49.43%のディスカウントを行った価格であります。また、本公開買付価格178円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月4日のJASDAQにおける対象者株式の終値349円に対して49.00%のディスカウントを行った価格であります。</p> <p>(b)新株予約権</p> <p>本新株予約権については、ストック・オプションとして、対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員であることが要求されているため、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。</p>
--	--

## (3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,287,506 (株)	3,100,000 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の合計が買付予定数の下限(3,100,000株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,100,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数(4,287,506株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年11月13日に提出した第60期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数(4,303,500株)に、対象者が平成25年6月20日に提出した第59期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の本新株予約権の数(435個)に、平成25年9月30日までの変更(対象者によれば、平成25年9月30日までに、本新株予約権に変更はないとのことです。)を反映した本新株予約権の数(435個)の目的となる対象者の普通株式の数(43,500株)を加えた株式数(4,347,000株)から、当四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(59,494株)を控除した株式数です。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)にしたがって株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	42,875
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	435
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月5日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月5日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	42,436
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( (a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i) ) × 100 ) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,287,506株)に係る議決権の数を記載しております。

- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成25年6月20日に提出した第59期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の本新株予約権の数(435個)に、平成25年9月30日までの変更(対象者によれば、平成25年9月30日までに、本新株予約権に変更はないとのことです。)を反映した本新株予約権の数(435個)の目的となる対象者の普通株式の数(43,500株)の議決権の数(435個)を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年11月13日に提出した第60期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の普通株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを本公開買付の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の本四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数(4,303,500株)に、対象者が平成25年6月20日に提出した第59期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の本新株予約権の数(435個)に、平成25年9月30日までの変更(対象者によれば、平成25年9月30日までに、本新株予約権に変更はないとのことです。)を反映した本新株予約権の数(435個)の目的となる対象者の普通株式の数(43,500株)を加えた株式数(4,347,000株)から、当四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(59,494株)を控除した株式数(4,287,506株)に係る議決権の数(42,875個)を「対象者の総株主等の議決権の数(j)」として計算しています。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成25年11月14日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成25年12月14日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続きを完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8)その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。また、既に口座を保有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、住民票の写し（6ヵ月以内に作成の原本等）

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヵ月以内に作成のもの）

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。）

- (注2) 取引関係書類の郵送について  
本人確認を行ったことをご知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人の株主等の場合）  
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続  
上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、後記「11その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付した公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

（その他藍澤証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	763,176,068
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	5,000,000
その他(c)	2,230,000
合計(a) + (b) + (c)	770,406,068

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数(4,287,506株)に普通株式1株当たりの買付価格(178円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。



- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	779,382
計(a)	779,382

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計（d）	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

779,382千円（（a）+（b）+（c）+（d））

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(2) 【決済の開始日】

平成26年1月16日（木曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年1月30日（木曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（1）法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,100,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,100,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間末日の15時30分までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前期「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことができます。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有 株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第10期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
平成25年6月24日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期 第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）  
平成25年11月14日 関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

健康コーポレーション株式会社  
（東京都新宿区西新宿二丁目21番地1号）  
証券会員制法人札幌証券取引所  
（北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

#### 2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討するにあたり、主に(a)ゲオホールディングスにとって、対象者はグループ戦略の構想から外れていること、(b)公開買付者が対象者の筆頭株主となることは中長期的には対象者の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、(c)本公開買付価格がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであること、一方で、(d)本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されておらず、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表後の市場株価が公開買付価格に鞘寄せするとは限らないものの、仮に対象者の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における対象者普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における対象者普通株式の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(対象者の発行済株式総数(4,303,500株)から対象者の所有する自己株式数(59,494株)、対象者の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、前記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、対象者普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより対象者普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で対象者普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、(e)本公開買付価格が、対象者からの依頼で、第三者算定機関であるKPMGが対象者普通株式の1株当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案したとのことです。

その結果、対象者は、平成25年12月4日開催の取締役会において、( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権はストック・オプションとして対象者の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、対象者の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち清水松生氏は、本応募契約を締結しているゲオホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。



また、上記取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が( )本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、( )対象者普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また( )本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 公開買付者と対象者役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2【株価の状況】

金融商品取引 所名又は認可 金融商品取引 業協会名	株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場						
	平成25年 6月	平成25年 7月	平成25年 8月	平成25年 9月	平成25年 10月	平成25年 11月	平成25年 12月
最高株価	348	353	354	353	378	450	350
最低株価	335	337	330	341	339	340	338

（注1）平成25年7月12日までは大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場での株価、7月16日以降は東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場での株価であります。

（注2）平成25年12月については、平成25年12月4日までのものです。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

## (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月27日 北海道財務局長に提出

事業年度 第59期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月20日 北海道財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

平成25年11月13日 北海道財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の第59期有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月29日に北海道財務局長に提出

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゲオディノス

（札幌市中央区南3条西1丁目8番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5【その他】

該当事項はありません。